公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年九月二十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百七十四号

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和三年法律第七十七号）の施行に伴い、及び脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号）第三十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令の一部改正）

第一条　公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令

第一条中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十六号。」に、「第二条第一項第二号」を「第二条第二項第二号」に改める。

第二条中「第十二条」を「第十九条」に改める。

第三条第一項中「第十四条」を「第二十一条」に改め、同条第二項中「第二条第一項」を「第二条第二項」に、「の整備の用に供する木材」を「に係る同条第四項に規定する建築用木材」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（本部の庶務）

第四条　木材利用促進本部（次条において「本部」という。）の庶務は、林野庁林政部木材利用課において処理する。

（本部の運営）

第五条　前条に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、木材利用促進本部長が本部に諮って定める。

（沖縄振興特別措置法施行令の一部改正）

第二条　沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第五号チ中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に、「第十九条」を「第二十三条」に改める。

（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部改正）

第三条　東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条の見出しを「（脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の特例）」に改め、同条第三項中「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（」に、「第十二条」を「第十九条」に、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」を「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令」に改める。

附　則

この政令は、令和三年十月一日から施行する。

内閣総理大臣　菅　義偉
農林水産大臣　野上浩太郎
国土交通大臣　赤羽　一嘉

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年九月二十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百七十五号

大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令

内閣は、大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第二項及び第三十条の二の規定に基づき、この政令を制定する。

大気汚染防止法施行令（昭和四十三年政令第三百二十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の項中「環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積（以下単に「伝熱面積」という。）が一〇平方メートル以上であるか、又はバーナーの」を削り、同表の二の項中「伝熱面積」を「環境省令で定めるところにより算定した伝熱面積」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和四年十月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

環境大臣　小泉進次郎
内閣総理大臣　菅　義偉

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和三年九月二十九日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第二百七十六号

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十九条の二十五第一項の規定に基づき、この政令を制定する。